

たてやま海の情報発信機能強化業務委託仕様書

1 業務名

たてやま海の情報発信機能強化業務

2 業務の目的

館山の観光の主軸である海にスポットを当てた、館山の海の魅力を紹介するガイドブックの作成及び海と陸との交流拠点施設である“渚の駅”たてやまの施設パンフレットをリニューアルすることで、館山の海の魅力についての情報発信機能を強化し、海を目的とした来訪者の増加を目指す。

3 実施方針

ガイドブックとパンフレットはデザイン等に共通性を持たせるなど、一体性を持ったものにする。

[ガイドブック]

ガイドブックは、昨年度整備された館山の海をテーマにしたVR体験者をメインターゲットとして販売することで、より深く館山の海を理解してもらい、ファンになってもらうことで、館山の海のリピーターを増やすことを目的とする。

- (1) メインターゲットをVR体験者、特に小中学生くらいの子供のいる家族連れに設定する。小学校高学年程度の子供にも分かりやすい内容としつつ、大人が読んでも読みごたえのある内容とする。
- (2) ガイドブックは、VRとセット、もしくは単体で100円～300円程度での有償配布を予定している。(4000部程度)
- (3) 市内学校への配布や視察、その他公共的な目的での使用に関しては、無償での配布を想定している。(1000部程度)
- (4) 想定する主な構成内容は、VRコンテンツ内にあるVR水族館の魚の紹介(図鑑のようなイメージ)、館山湾の歴史的な背景、海流や地形など館山の海の特徴を紹介する部分、ダイビングやSUP、ビーチコーミングなど多様な海の楽しみ方ができることなどを海の魅力や雰囲気の伝わる写真を多用するなどして工夫して制作すること。
- (5) 作成に当たっては、上記(4)に記載した内容について理解を深めるとともに、館山の海の魅力の洗い出しや取材を行い、目的達成のため効果的な内容になるようにすること。

[パンフレット]

施設パンフレットは、長年、同じ構成のものを加筆・修正しながら使用してきたが、施設が充実してきたこと、また今回作成するガイドブックを踏まえた内容とするため、これを機にパンフレットを刷新し、情報の詰め合わせではなく、施設全体を通したストーリーや楽しみ方など、より一歩踏み込んだイメージができるパンフレットを作成することで、来館者の満足度を向上させるとともに、これから来館を考えているお客様により強く施設に興味を持ってもらうことを目的とする。

- (1) 現在の施設の内容を反映したパンフレットを作成することとし、施設の楽しみ方やストーリー性を持たせるなど、一歩踏み込んだイメージができるパンフレットとする。
- (2) ターゲットは“渚の駅”たてやまを訪れた観光客及び市民等の来館者並びに近隣の道の駅や宿泊施設等でパンフレットを手にする観光客等とする。

4 業務内容

企画・編集・製本。

※企画・編集・製本とは、掲載内容の企画・掲載する施設等への取材・文章の作成・画像の用意・デザインを基本業務とし、かつ印刷製本・納品等、完成に至るすべての業務とする。なお、受入れ施設等への取材に当たっては、担当者と事前に十分協議し、採用する案件を決定するものとする。

受注者は、ガイドブック及びパンフレットの目的や本市、本施設の魅力等を理解し、ターゲットの興味・関心を引き付けるよう、企画段階から創意工夫をこらして、業務を実施すること。

※その他、本事業を効果的に実施するために積極的に提案を行うこと。

5 基本的な指示事項

- (1) 印刷製本仕様

[ガイドブック]

- ・見込ページ数は40ページ～50ページ程度
- ・サイズ A5またはA5変形相当とする。
- ・マットコート90kg相当
- ・印刷色 フルカラー

[パンフレット]

- ・サイズ A3 完成サイズは一般的なパンフレットラックに収まる形とする。
(A4の3分の1程度の大きさ など)
- ・見込ページ数は12ページ

- ・コート紙 90kg 相当
- ・印刷色 フルカラー

(2) 受託後の業務スケジュール（打合せ・校正・納品）

本業務の遂行に当たっては、受注事業者の制作担当者と館山市の担当者との間にて事前に十分な打合せを実施すること。なお、校正は5回程度を想定し、業務の工程管理は受注者と市担当者が協議の上、納期限を超過しない範囲で調整を行うことができる。

6 納品成果物

- ①ガイドブック 5000部
- ②パンフレット 5000部
- ③館山市 WEB ページ等掲載用として、ガイドブック及びパンフレットを PDF 化した CD-R 及び、紙面内で使用した写真・地図データを JPG 化した CD-R

7 納品場所

館山市経済観光部観光みなと課（“渚の駅” たてやま内）

8 契約期間

契約締結日から平成31年3月15日

9 留意事項

(1) 一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・使用する画像は、原則受注者が提供するものとする。不足の場合は館山市と協議するものとする。
- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

(2) 著作権等

- ・第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
なお、権利関係の明確でないデータを使用したことが明らかになった場合は、直ちに館山市と協議の上、受注者の責において、訂正・回収・刷り直し等適切な対応を速やかに行わなければならない。
- ・納品された成果品に関する著作権法第17条第1項に規定する著作権のうち受

注者に帰属するものを成果品の納入時に館山市に譲渡すること。

- ・ 成果品については館山市のホームページ等においてデジタル使用する。
- ・ 成果品内で使用した写真および新たに撮影した写真，地図データ等を館山市のホームページ等でデジタル使用する。その際必要であれば，画像内にはクレジットの表記を行う。
- ・ 発注者が行う成果品の再編集・印刷・複製等について，発注者との協議に応じること。
- ・ 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は，受注者の責任において対応し，発注者は責任を負わない。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については，その都度，発注者と協議すること。